

# 資 料 編



### 資料 1 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

#### 1 審議会設置に関する根拠法令

##### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

##### (2) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (3) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則(抜粋)

(審議会の組織及び運営)

第3条 条例第7条第1項の規定により置く審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 適正処理困難物の指定に関する事項
- (4) 前3号掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、協働推進部ごみ対策課において処理する。

## 2 諮問書

武発第994号

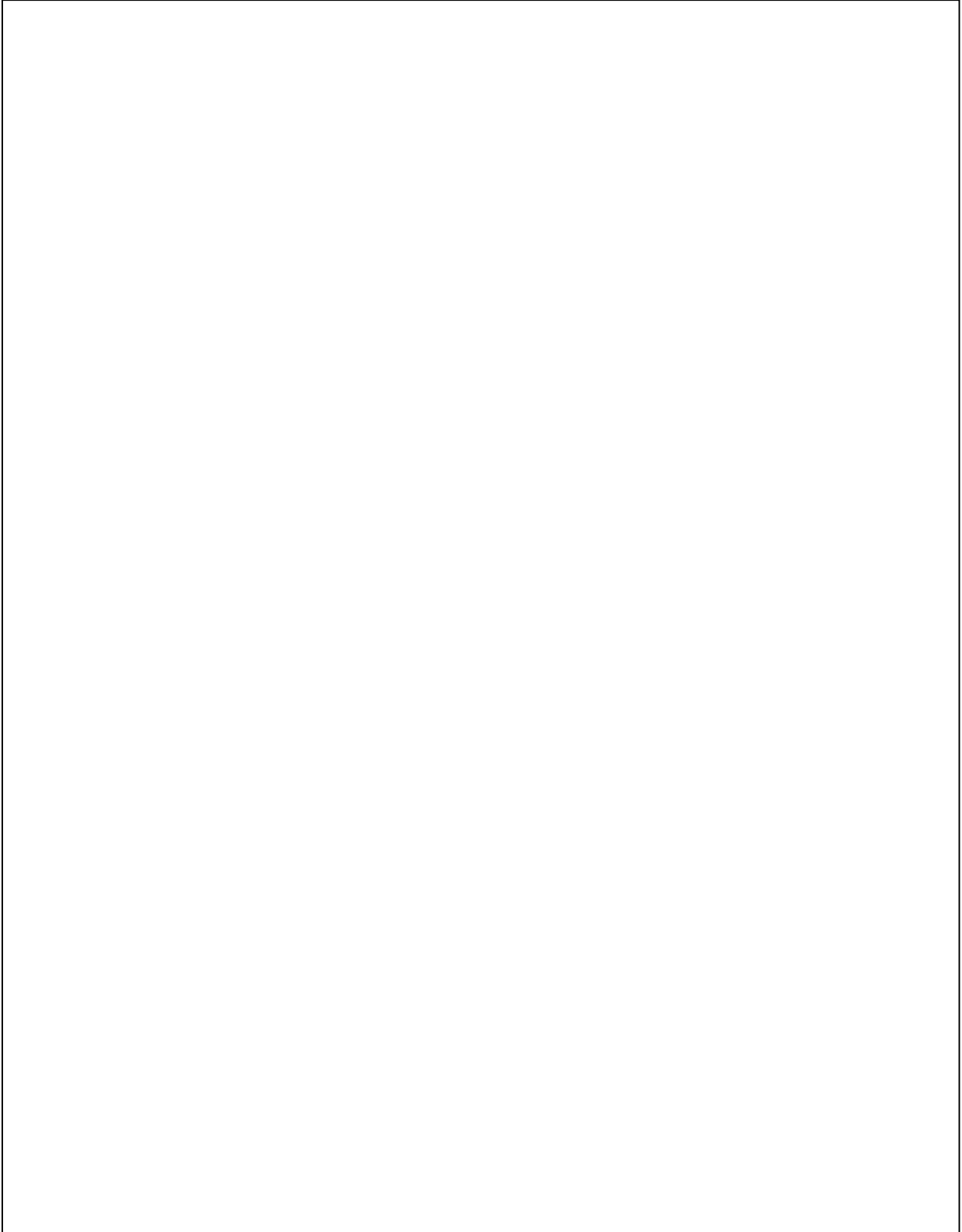
武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について意見を求める。

令和6年8月20日

武蔵村山市長 山崎 泰大

### 3 答申書



#### 4 審議日程

年度	回目	年月日	議題等
令和6年度	第1回	令和6年8月20日	委嘱
			1 会長及び副会長の選任について
			諮問
			2 会議の公開に関する運営要領について
			3 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会について
			4 諮問の主旨について
			5 武蔵村山市の廃棄物処理の現状について
			6 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂スケジュール等について
	7 第1章の改訂について		
	8 その他		
	第2回	令和6年10月15日	1 第1回武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会会議録等の公表について
			2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂スケジュール等の変更について
			1 第1章計画改訂の趣旨について
			2 第2章廃棄物処理の現状について
			3 第3章計画策定の課題について
			4 第4章計画の基本理念等について
5 その他			

年度	回目	年月日	議題等
令和6年度	第3回	令和6年11月29日	1 第2回武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会会議録等の公表について
			2 第5章現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量について
			3 第6章基本的な施策について
			4 第7章計画の目標値と目標とするごみ・資源排出量について
			5 第8章生活排水処理基本計画について
			6 第9章食品ロス削減推進計画について
			7 第10章計画の進行管理について
			8 その他
	第4回		



5 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	選出区分	備 考
会 長	宮 脇 健太郎	学 識 経 験 者	
副会長	川 口 涉		
委 員	鈴 木 寿 子	消 費 者 団 体	
	安 部 朋 子	商 工 会 関 係	
	吉 成 かおる	学 校 関 係	
	小 野 吉 雄	収 集 業 者 関 係	
	木 庭 次 郎	排 出 業 者 関 係	※1
	田 中 紳 二 郎		※2
	内 野 正 義	自 治 会 関 係	
	堀 田 剛		
	相 模 欽 哉	公 募 委 員	

任期：令和6年8月20日から令和8年8月19日まで

※1 令和6年9月29日までの委員

※2 令和6年9月30日からの委員

(注) 会長、副会長以外は、選出区分ごとに五十音順